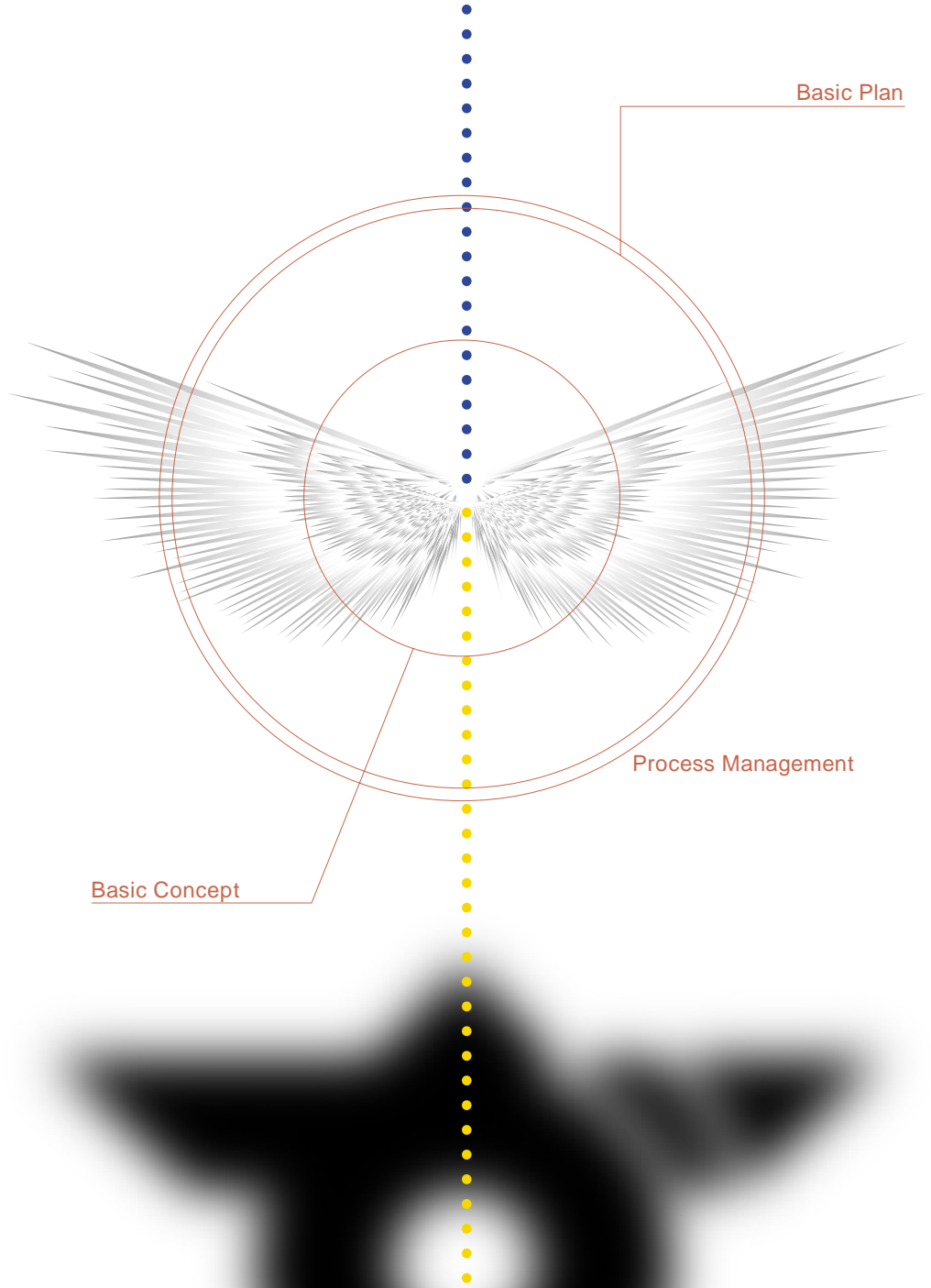


# 人が活き まちが活きる 普通寺

第4次普通寺市総合計画

基本構想



第4次善通寺市総合計画

人が生き まちが活きる 善通寺

基本構想

The 4<sup>th</sup> General Plan of Zentsuji      Basic Concept  
Energetic People, Lively City, Zentsuji

善通寺市

# 策定にあたって

## 1. 構想策定の趣旨

総合計画は、市政運営の根幹となるまちづくりの目標を明らかにし、これを達成するための基本方針を示すものです。

本市では、平成3年度(1991年度)に平成12年度(2000年度)を目標年度とする「第3次善通寺市長期振興計画」を策定し、将来像を「活力と豊かさを創造するまち」と設定し、その実現に努めてきました。

この長期振興計画の目標年度次を迎えるにあたり、近年の社会経済環境の変化に的確に対応した新しいまちづくりの目標を示すため、新たに総合計画を策定するものです。

## 2. 計画の構成と期間

総合計画は、基本構想、基本計画、事業進行管理計画の3つで構成します。

### ○基本構想

基本構想は、まちづくりの基本理念と、これにより実現をめざす本市の将来像など、市政運営の基本方針を示すものです。

平成22年度(2010年度)を目標とします。

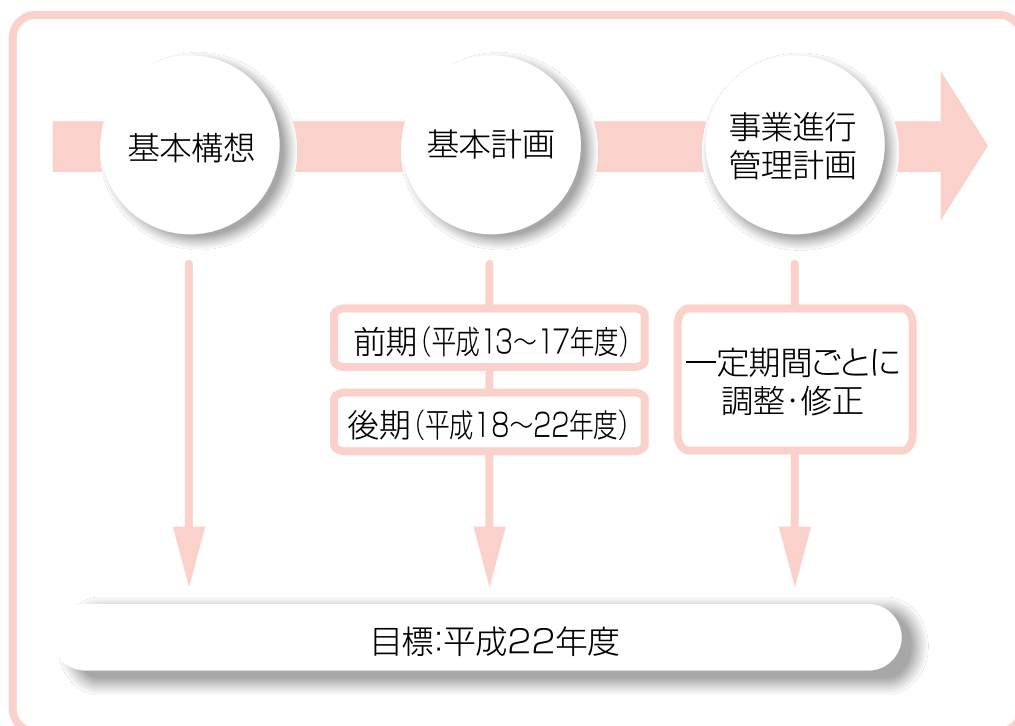
### ○基本計画

基本計画は、将来像の実現に向けて、取り組むべき施策の方向を明らかにするものです。上記基本構想の目標までの前半5年間(平成13年度から平成17年度まで)を前期基本計画、後半5年間(平成18年度から平成22年度まで)を後期基本計画の計画期間とします。

### ○事業進行管理計画

事業進行管理計画は、基本計画で示した施策の方向にしたがって、具体的な施策・事業の内容を明らかにするものです。社会経済の動向をふまえ、一定期間ごとに進捗状況を管理し、調整・修正を加えていきます。

計画の構成と期間



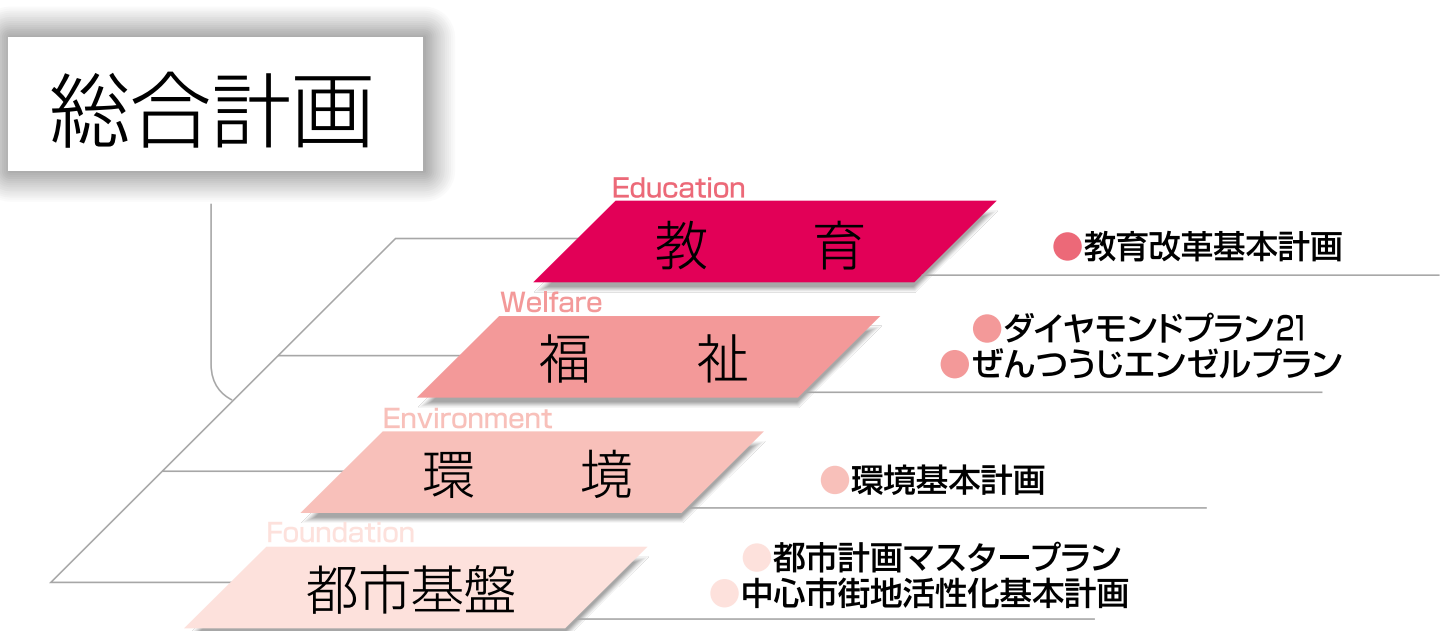
### 3. 分野別計画との関係

社会経済環境の変化や、多様化するさまざまな市民ニーズに対応するため、それぞれの行政分野では、マスタープランや基本計画、基本方針、ビジョンなどの各種分野別計画が策定され、また準備を進めています。

これらの計画は、法令上の位置付けや計画の対象地域・期間などが多様であり、その性格もさまざまで、それぞれの行政分野がめざすべき方向性やそのための施策体系を示すものです。

総合計画を各分野において補完し、具体化していくものとしてこれらの計画を位置付けし、総合計画との緊密な連携を図ります。

#### ●分野別計画(例)



# 第4次善通寺市総合計画基本構想構成図

(1)

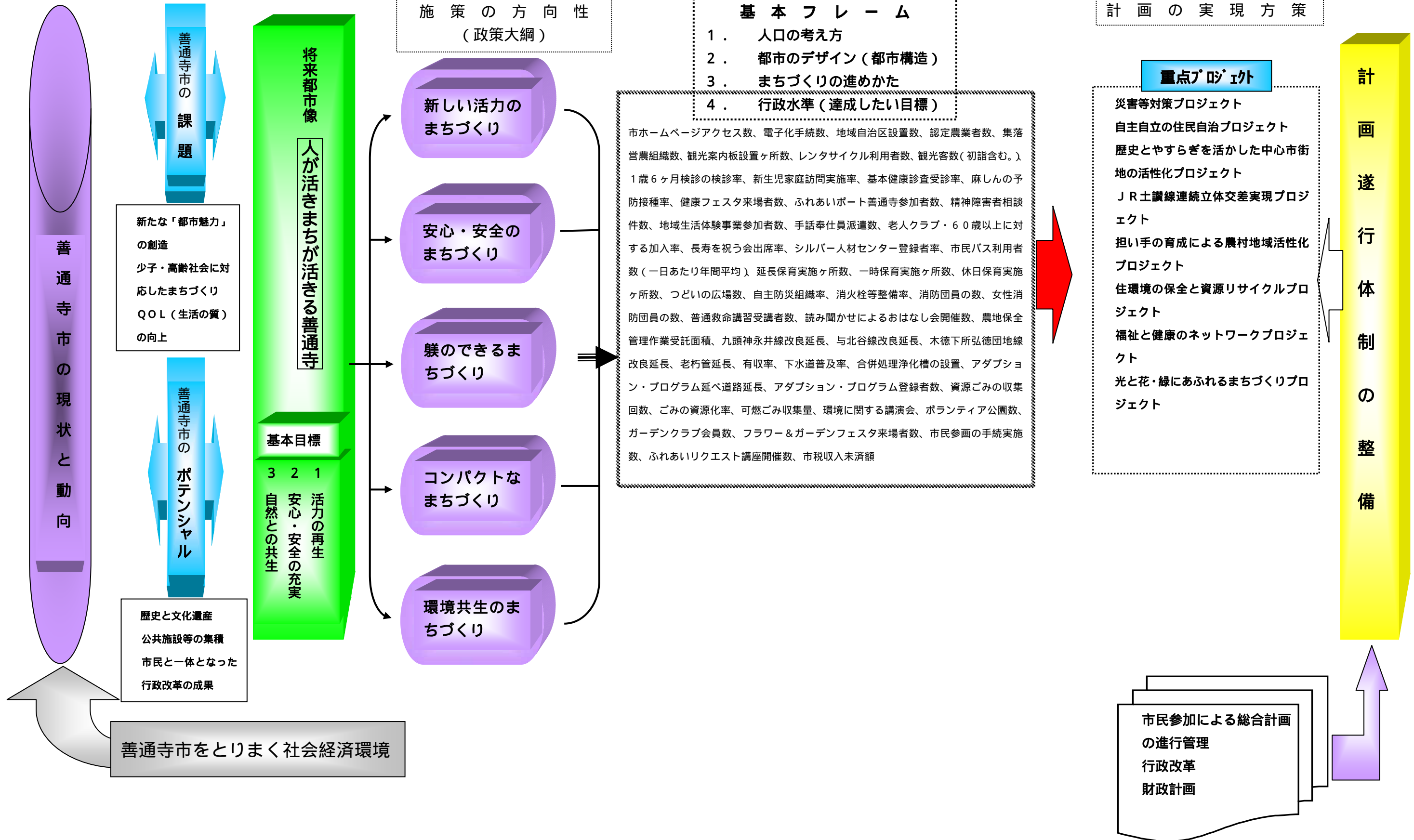
(2)

(3)

(4)

(5)

(6)





# 善通寺市をとりまく社会経済環境

本市をとりまく社会経済環境はさまざまな分野で大きく変化しています。

将来に向けたまちづくりを進めていくためには、これらの変化を的確にとらえながら、時代の要請に柔軟に対応していくことが必要です。

## 1. 少子・高齢化の進行

日本の総人口は、平成19年(2007年)頃にピークに達した後、長期の減少過程に入ると予想されます。また、高齢者が増加するとともに、出生率の低下により若年人口が減少し、急激な少子・高齢化が進むとみられます。

こうした高齢化の進行に伴い、老年期が長くなることから、高齢者の福祉に加え、健康や生きがいづくり、労働や社会参加などに関するニーズが今後、ますます大きくなります。

また、高齢者の個々の状態に応じた生活支援や、他の世代とともに社会を支える一員として、さまざまな形で充実した生活を送ることができる社会づくりが一層必要となります。

また、子どもが健全な精神や感情を持ち、将来を担う人間として生きていけるようにするため、家庭と学校、地域社会との連携がますます必要になってきます。

それとともに、少子・高齢化が進む中で活力ある社会を築いていくため、男女が対等な社会の構成員として、あらゆる分野へ参加するための環境や条件を整備することが求められ、男女共同の社会づくりが重要となってきます。



## 2. 環境問題への取り組みの新たな展開

これまでの環境問題のうち、工業化に伴う産業公害は大規模な環境汚染に対する発生源規制により、一定の成果をあげてきました。

しかし、最近の環境問題は、ごみ問題・生活排水・自動車公害など市民生活全般にかかわる生活型公害として複雑化しています。

また、地球温暖化やオゾン層破壊などの地球環境問題が顕著化し、地球規模の空間的広がりとともに将来世代への影響など時間的広がりをもった深刻な問題となっています。

こうした中で、都市では環境型社会の構築や自然との共生をめざし、市民・事業者・行政のパートナーシップのもと、資源・エネルギーの節減と有効利用・廃棄物の減量に取り組むとともに、大気・水・土壌・生態系の保全を図るシステムづくりが求められています。この分野では市民レベルでのさまざまな活動が積極的に展開されており、こうした取り組みの重要性はますます高まっています。

## 3. 情報化の進展

情報通信機器の普及やコミュニケーション手段の多様化に伴い、今後は生活や仕事のうえでの情報化が一層進んでいくものと見込まれます。

特に最近では、大量・高速の双方向のデータ通信を可能とするネットワークの整備が進み、こうした通信基盤を活用したさまざまなサービスの提供が行われるようになっていきます。

産業・経済面では、産業構造の高度化や市場のグローバル化が進み、情報の重要性がますます高まっています。また、情報通信基盤の発展・普及に伴って、コンピュータネットワークによる情報交流や取引が拡大し、これに関連する情報産業が主要な産業として成長しつつあります。

生活面では、身近なところにも情報通信技術が活用されたり、インターネットを通じた新たな人間関係が作られるなど、人々のライフスタイルにも徐々に変化がみられるようになっています。

行政面では、災害対策や在宅医療・福祉などにおける情報の高度化が可能となり、情報ネットワークを利用したサービスの向上が求められています。

また、市民が主体的に活動したり、多様なサービスを自ら選択する機会が増える中で、判断材料となる情報の公開や開示に対する社会的要求が高まっています。

一方、情報化が進むにしたがって、個人情報流出やプライバシー侵害など情報化社会特有の問題も生じており、誰もが情報ネットワークを利用できるようにするための整備とともに、こうした問題に対応する新たなルールや制度の確立が求められています。

## 4. 地方分権社会への転換

社会が豊かになり人々の価値観が多様化する、いわゆる「成熟化社会」の進展に伴い、これまでのように国や中央官庁が全国を一律的に指導していく社会から、地域のことは地域自らが決定し実行する「地方分権社会」への転換が進んでいます。

特に、環境・福祉・教育・文化といった身の回りのニーズや課題については、地域自らが取り組んでいくことが求められており、それができない地域はいつまでたっても生活の向上がもたらされないという、いわば「自己責任社会」になってきているのです。

「依存から自立」という大きな時代の転換期を迎え、本市の未来を切り開いていくためには、これまでの社会の仕組みや制度を根本的に変革するとともに、市民一人ひとりが「自分で考えともに協力する」という意識と、IT（インフォメーション・テクノロジー：情報技術）などの新しい技術や情報を活用できる能力を高めていくことが求められています。

## 5. 人と地域に視点をおいたネットワーク型社会への移行

ライフスタイルの多様化・個性化に伴って、スポーツ・レクリエーション活動、文化活動などの市民活動が活発になる反面、地域コミュニティにおいて、お互いに助け合える関係が希薄になり、個人や家族に不安感や孤独感が広がっています。

また、少子・高齢化の進行と高齢者のさまざまな生活支援ニーズの増大を背景に、福祉制度や教育制度など「人」が育ち暮らしていくための基本的な制度にさまざまな問題が発生しています。

これらの課題や変化に対応していくためには、一人ひとりの自立（自律）とともに、生活のさまざまな場面で、すべての人が連帯し、支え合える新しいコミュニティづくりが必要となっています。

これまでも地域とのかかわりの中で、福祉、環境、国際交流などのそれぞれの分野でボランティア活動が活発に行われていますが、今後は多文化共生、男女共同参加、ノーマライゼーションなど、市民やNPO（非営利組織）などの活動団体、事業者、行政相互のパートナーシップのもと、それぞれの分野、領域を越えて、活動主体が相互に連携するネットワーク型社会への移行が必要になっています。





# 基本構想



## 1. 善通寺市の現状と動向

### ○地勢（自然条件、面積、時間距離）

本市は、香川県の北西部に位置し、西は高瀬町、三野町、南は琴平町、満濃町に接し、北は丸亀市、多度津町に接しています。

地形は平坦ですが、南に大麻山、西に五岳の山々が控え、東と北は平地が開け讃岐平野に続いており、平野部を金倉川、弘田川が南北に貫流しています。

市街地は、市のほぼ中央に位置し、総本山善通寺からの広がりをもって形成されており、市街地内には、自衛隊、国立病院、四国農業試験場、四国学院大学など公共公益施設の立地により、独自の市街地を形成しています。

市の面積は、39.88km<sup>2</sup>であり、東西8.9km、南北7.96kmの行政区域を有しています。

気候は、瀬戸内海気候に属し、温暖寡雨で、冬季は比較的暖かく、平地での積雪はめったに見られません。

市域には、四国横断自動車道及び国道11号が東西方向に走り、また、国道319号が南北方向に走っており、鉄道とともに本市の動脈になっています。

現在では、資源リサイクル運動の先駆けのまちとして環境問題に積極的に取り組む一方、都市の活性化や安全性の確保をめざし、「下水道事業」、「まちづくり総合支援事業」による基盤整備を推進するなど、「人間尊重と市民生活優先のまちづくり」を合言葉に独自の活動を展開しています。

### ○善通寺市の沿革

「善通寺」は、弘法大師空海が唐から帰朝後、813年（弘仁4年）青龍寺を模して七堂伽藍を完成し、父の名（佐伯

善通）から寺号として名づけたことに由来し、後に本市の名の起因となります。

江戸時代には、四国霊場八十八か所巡礼が盛んになり、善通寺や金倉寺付近の集落は、門前町として発展してきました。

1890年（明治23年）2月に町村制が実施され、1896年（明治29年）には、第11師団が設置され、1945年（昭和20年）の終戦まで街は軍都として賑わいました。その後、この旧陸軍用地に警察予備隊（現陸上自衛隊）の設置、国立病院や大学などの誘致が進められ、本市の都市形態の基礎とも言うべきものが整備されました。

1954年（昭和29年）3月には善通寺町、与北村、龍川村、筆岡村、吉原村の1町4村の合併により、市政が施行され善通寺市が誕生しました。

また、1958年（昭和33年）には象郷村の一部が編入され、現行政区域を有する市が形成されました。

### ○人口（総人口、性年齢別人口）

本市の人口は、36,721人（平成12年4月1日現在）であり、現行政区域になった昭和35年以来、急激な人口の変化はありませんが、平成元年をピークに減少傾向にあります。

### ○世帯（世帯数、世帯人員）

世帯数は、13,221世帯（平成12年4月1日現在）で、一世帯当たり2.8人となっており、核家族化の進行などにより一貫して増加傾向が続くものと見込まれます。

区分	世帯数	人口（人）			人口増減率（%）	人口密度（人/km <sup>2</sup> ）
		総数	男	女		
昭和50年	11,017	38,106	18,248	19,856	0.8	960.3
昭和55年	11,493	38,080	18,267	19,813	0.1	959.7
昭和60年	11,946	38,630	18,828	19,802	0.1	973.5
平成2年	12,291	38,423	18,659	19,764	0.1	963.5
平成7年	12,723	37,361	18,126	19,235	0.3	936.8
平成12年	13,221	36,721	17,792	18,929	0.2	920.8

資料:「国勢調査報告」「香川県常住人口調査報告」「香川県人口移動調査報告」

## ○土地利用

本市では、現在、市全域が都市計画区域（都市地域）に指定されていますが、市街化区域と市街化調整区域分けをせず、用途地域のみを中心市街地及び金蔵寺駅周辺、国道319号沿いに決定しています。用途地域は全体面積の1割強であり、残りは未線引き都市計画区域となっています。

また、農業振興地域（農業地域）は、北部平地水田地帯、南部金倉川周辺水田及び山間地帯、南西部大池周辺山間地域を主にして指定されており、用途地域及び山地を除く本市全体の8割強で、そのうち農用地区域は4割程度となっています。

森林地域は、本市の南部から西部にかけての山間部を中心に、甲山や鶴ヶ峰、磨白山など平地の小丘も指定しています。森林地域内には国有林は無く、ほとんどの地

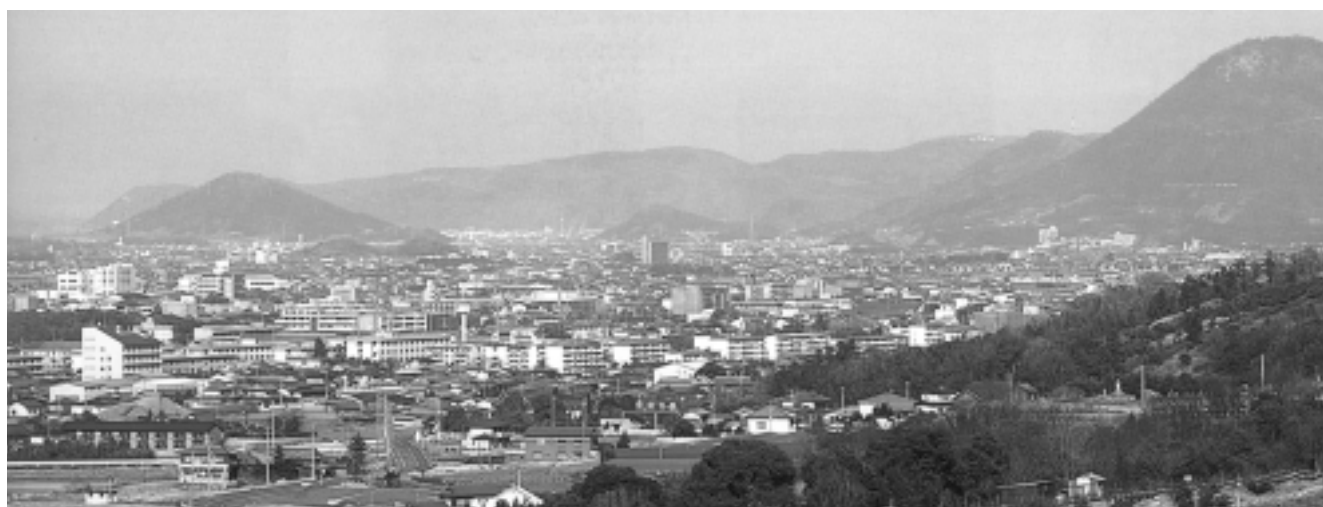
域が森林計画対象の民有林となっており、また、大麻山山麓や我拝師山の一部などに保安林があります。

自然公園地域は、西部の我拝師山、筆ノ山、香色山、及び南部の大麻山、象頭山付近一帯が瀬戸内海国立公園に指定されており、特に、香色山、野田院古墳、大麻山の一部は第2種特別地域に指定されています。

市中心部の用途地域以外の土地利用については、国土利用計画法の土地利用基本計画、5つの重複地域、いわゆる白地地域で、個別規制法による適正な土地利用の誘導が困難なことから、優良農地の中に大型ショッピングセンターや小規模な住宅団地が建設されるなど、土地利用の混在化や無秩序な施設立地などの問題が生じています。

地域の指定状況		細区分の指定状況	
区分	面積(ha)	区分	面積(ha)
都市地域	3,988	用途地域	456
農業地域	3,266	農用地区域	1,312
森林地域	1,007	保安林	169
自然公園地域	681	特別地域	262
自然保全地域	—	—	—

資料:香川県



## ○産業

本市の産業を分類別にみた場合、従業者・事業所の数からみても第3次産業が圧倒的に多くなっています。また、第1次・第2次産業ともに、従業者や事業所は減少傾向にあり、特定の産業や業種が傑出しているというわけではなく、あまり際立った特徴はみられません。

本市の農業は、瀬戸内の温暖な気候に恵まれ、米・野菜を中心にこれまで発展してきましたが、今後、輸入自由化などの波に対応していくため、消費者ニーズに適合した農業が望まれています。

また、従業者の高齢化が進んでおり、近年では平成6年以降、生産額は減少するなどその活力は低下傾向にあります。

現在、本市では、(財)善通寺市農地管理公社を設立し、将来に向けた農地の環境的保全、自給率の安定化をめざし、遊休農地の保全及び活用方法の検討などを行って

います。

本市の工業は、年間製品出荷額が321億円(平成10年)となっていますが、海岸線をもっていないため、不利な工業立地環境となっており、臨海型のような大規模工場はみられず、食料品・繊維製品・紙加工などの軽工業を中心とした内陸型の中小規模の工場が中心になっています。

商業は、年間商品販売額が卸売業・小売業をあわせて約750億円(平成9年)であり、販売額・事業員数・商店数からみても、本市の中心産業となっています。

近年の状況変化としては、商店数や従業員数は減少していますが、年間商品販売額は増加していることから、大規模小売店舗の出店や個店の規模拡大が進行していることが推測でき、こうしたことを受け、中心市街地における空店舗の増加など深刻な問題も発生しています。

三区分別就業の状況	S50	S55	S60	H2	H7	H7(香川県)
第一次産業(人)	2,905	2,314	2,238	1,724	1,622	45,207
第二次産業(人)	5,273	5,179	5,046	5,095	5,046	163,203
第三次産業(人)	10,548	11,057	11,394	11,936	11,870	318,891
分類不能(人)	19	9	9	15	29	694
計(人)	18,745	18,559	18,687	18,770	18,567	527,995

三区分別就業の状況	S50	S55	S60	H2	H7	H7(香川県)
第一次産業(%)	15.5	12.5	12.0	9.2	8.7	8.6
第二次産業(%)	28.1	27.9	27.0	27.1	27.2	30.9
第三次産業(%)	56.3	59.6	61.0	63.6	63.9	60.4
分類不能(%)	0.1	0.0	0.0	0.1	0.2	0.1

資料:国勢調査

## ○財政

本市は、一般会計をはじめ、老人保健、国民健康保険、下水道、農業集落排水、介護保険の5つの特別会計と、水道事業会計からなっています。一般会計の予算規模は、毎年度約120億円で推移しています。歳入に占める一般財源は、約60%であり、残りが特定財源となっています。市税収入は、約36億円であり、いわゆる平均的な3割自治となっています。

歳出においては、義務的経費である人件費、扶助費、公債費が約45%を占めており、投資的経費は、約26%で、残りがその他の経費となっています。

次に、財政の弾力性を示す経常収支比率は、約87%で財政の硬直化が進んでいます。また、公債費比率は、約12%です。

以上のように、依然厳しい状況において、今後の財政事情を展望するとき、歳入面は、現下の厳しい経済情勢の中、主要財源である市税、地方交付税などの伸びが期待できない状況です。一方、歳出面においては、引き続き行政改革により職員の定員適正化に取り組み、義務的経費である人件費の抑制に努めているところですが、扶助費及び公債費については確実に増嵩する見込みです。これに加え本市の最重要事業である社会資本整備に、多額の財源を必要としています。

このような厳しい財政状況の中で事業を推進するためには、行財政の徹底した簡素効率化により、歳出削減に努め、財政構造の健全化に向けて積極的に取り組む必要があります。



## 2. 善通寺市の課題とポテンシャル

### (1) 善通寺市の課題

#### ①新たな「都市魅力」の創造

本市にとっての第1の課題は、人口の減少と高齢化の進行への対応です。統計的手法によると、本市の人口は、2010年で32,000～33,000人、2015年時点で29,000～31,000人と、現在の人口約37,000人から5,000人以上減少するものと推計されます。

それとともに高齢化率も上昇し、2010年で24～25%、2015年では27～29%に達すると予想されています。

人口減少と高齢化の進行を食い止めるには、若年及び生産年齢人口の流出防止と新規流入の促進を図る必要がありますが、本市の現状では、若年・生産年齢を定住・流入させるに必要な「魅力」に乏しく、丸亀、坂出、高松などの競合都市に対する競争力は弱いと言わざるを得ません。

このため、総合計画では、本市の新しい「魅力」を創造し、強かにアピールする事で、若年及び生産年齢人口の流出防止と新規流入の促進を図ることが重要です。ただし、その際、本市が置かれている地理的・社会経済的条件を考えると、都市の魅力として一般的な、娯楽や消費の利便性を競争力のあるレベルにまで高めていくことは非常に困難であり、また、本市の都市特性ともそぐわないと思われまます。このため、本市が持つ優れた資源を活用した新たな魅力づくりの発想が必要となっています。

#### ②少子・高齢社会に対応したまちづくり

新たな魅力の創造とともに、現実急速に進行しつつある少子・高齢社会への対応も不可欠です。これまで本市のまちづくりを担ってこられた高齢者や21世紀の本市のまちづくりを担っていく子どもたちが、人間として生き活きと活動していける環境を整備していかなければなりません。それには、道路や都市施設のバリアフリー化(通行や活動の障害を取り除くこと)だけではなく、本市の社会の仕組み自体を高齢者や子どもたちに優しいものに変えていく必要があります。

また、これまで成人男性中心に進められてきたまちづくりにあって、高齢者や子ども以外にも、障害を持った人や女性なども含め、全ての人が使いやすい「ユニバーサルデザイン」(全ての人が使うことができる設計)のまちづくりが求められています。

#### ③QOL(生活の質)の向上

21世紀を迎え、まちづくりの基本テーマは「市民のQOL(クオリティ・オブ・ライフ:生活の質)の向上」であるといえます。

都市生活におけるQOLとは、一般的には、安全で利便性の高い生活、高い教育水準や洗練された都市文化、雇用確保を含む安定した経済生活、安心できる老後の生活などが挙げられますが、その重要度や必要水準は都市によって異なります。総合計画の策定に際し実施した市民アンケートによると、市民が重要視している生活環境は、一番が「事故・災害・犯罪などが少ない安全な環境」で、次いで「自然環境を守り、公害を防止したきれいで美しい環境」、「老人、障害者などのための社会福祉が充実した環境」などとなっています。

また、現在の生活環境に対する不満度は、「鉄道やバスの利用」、「子どもの遊び場所や公園、広場」、「河川などの汚れ」など、満足度では「病院や医院などの医療環境」、「自然の豊かさ」、「工場などからの公害の少なさ」、「消防の施設や体制」などとなっています。これらの結果を踏まえ、また急速に進展するIT(インフォメーション・テクノロジー:情報技術)などの動向を踏まえつつ市民の生活の質を如何に向上させていくかが総合計画の重要なテーマです。



## (2) 善通寺市のポテンシャル

### ①歴史と文化遺産

本市の古代文化は、約3,000年は遡ることができますが、弥生時代にはすでに大規模な集落があったようであり、我拝師山周辺や鉢伏山、瓦谷などからは銅鐸・銅剣・銅矛が大量に発見されており、瀬戸内圏でも有数の地方都市であった可能性が高いと見られています。市街地南西部の丘陵地帯には、この地を統治していた豪族の歴代の首長墓と考えられる前方後円墳群を中心に、膨大な数の古墳が残されており、6基の古墳が史跡指定を受けています。

仏教の伝来に伴い、白鳳期には佐伯氏の氏寺として伝導寺が初めて建立され、奈良時代に位置を変え再建されたものが現在の善通寺伽藍と考えられています。現在の寺社は江戸時代に復興されたものですが、この頃から四国霊場八十八か所巡礼や金毘羅参りが全国的な信仰行事となっています。

明治29年に陸軍の第11師団が設置されると、道路や鉄道網が整備されました。また、多数建設された第11師団施設は、いずれも洋風デザインの巨大なもので、この都市化に伴い門前町には多数の商家・民家も建設されました。その中でも洋風建築物が多く含まれており、今も市内には市街地を中心に明治・大正期の洋風建築物がいたるところに残っています。

### ②公共施設などの集積

本市には、陸上自衛隊が駐屯するほか、中心市街地に国立病院、農林水産省四国農業試験場、検察庁、簡易裁判所などの中央官庁の出先機関や四国学院大学、四国学院短期大学の2つの大学が立地しています。本市の名前の由来となった総本山善通寺をはじめとする寺社に加え、これら公共施設の集積は、同規模都市では全国的にも例がなく、単にその機能のみならず、そこに在籍・勤務する人材の活用という意味でも、本市の大きな資源であるといえます。

また、まちづくりの基盤は、上下水道、エネルギー供給、道路などいわゆる「インフラ」の整備といえますが、本市の場合、今後の人口推移を考えると、基本的な都市インフラは量的には既に充足されていると考えられ、今後は、これらのストックの有効活用の点から都市構造を考えることに

より、低コストでコンパクトかつ高品質の都市環境を実現できるポテンシャルがあります。

### ③市民と一体となった行政改革の成果

行政改革は、地方分権時代における都市経営にとって必要不可欠な取り組みです。本市においては、市民と一体となった取り組みの結果、他に類の無い精力的な取り組みを展開しており、平成17年度において投資的経費比率の6%アップ(総額約26億円)となって現れると試算しています。その他、「アダプション・プログラム」(里親制度)による市民協働型都市運営システムの整備などを推進しており、これらは、総合計画の実現にとって大きな資源となります。



### 3. 将来都市像

本市はこれまで、3次にわたる長期振興計画を通じて、上下水道、道路、教育施設、福祉施設などの整備を進め、「住宅都市」としての魅力形成してきました。

それは、市民の暮らしの水準を向上させるための基盤の整備であり、ハード面に主眼を置いた「まち」づくりの時代であったと言えます。

その後、都市基盤（インフラ）が順次整備され、人口が安定から微減している中で、市民のニーズもハード面だけでなく、暮らし方そのものに視点を置いたソフト面に移り、また、さまざまな市民活動が活発になるにつれて、自分たちのまちは自分たちがつくっていくという意識が高まってきました。

これからは、少子・高齢化の進行、環境問題への取り組みの新たな展開、情報化や国際化・グローバル化の進展、また地方分権の推進といった大きな社会潮流の変化と、市民のライフスタイルや価値観の多様化・個性化に伴い、個人や地域が抱える課題も一層多様化し重層化すると予想されます。こうした中、社会的身分、性別、障害の有無などに関りなく、市民一人ひとりの持つ魅力が活かされ、誰もが社会へ参画していくことが精神的豊かさやゆとりにつながるとともに、本市の活力となるような、ソフト面を重視した「まち」づくりを進めていく必要があります。

そのためには、“まちづくりの主人公は市民の活力である”ということを念頭に置き、「市民・事業者・行政が、それぞれの責任と役割を果たすとともに、互いに連携・協働することが必要である」との共通認識に立ち、これまでの行政の枠組みを超えた柔軟で幅広いまちづくりへの取り組みへと転換していかなければなりません。

そのために、新しい総合計画では、市民が共鳴し、自信と誇りを持って計画の実現に取り組むことのできる「メッセージ性」が必要となります。

以上のことを踏まえ総合計画では、まち全体としての姿（＝都市像）を示すことにより、本市がめざすまちづくりの方向性をよりわかりやすく掲げることとします。

都市にとって最も重要なもの、そして今の本市に最も不足しているもの、それは「活力」です。つまり、総合計画の最大のテーマは、本市の21世紀を切り開く新たな活力づくりであると言えます。

総合計画では、本市のめざす将来都市像を「人が活き まちが活きる 善通寺」とします。

また、「人が活き まちが活きる 善通寺」の具体的な目標として、3つの基本目標を設定します。



## 基本目標 1 活力の再生

本市の現状及び将来において最も懸念される点が「活力の衰退」です。何をもち「都市」とするかについてはさまざまな見方がありますが、最も基本的なことは、都市とは人々がそこに集い・暮らすことにより、それまでにない「新しい何か」を創造する活力を持った場所である、ということです。本市もかつては総本山善通寺を中心とした新しい精神文化や、「文教都市」としての生活文化を創造してきました。しかし、近年、人口の減少と高齢化の進展により、その活力に陰りが見えることは否定できません。

このため、総合計画では、本市の21世紀を切り開く新たな活力づくりを基本目標の一つとして掲げることとします。ただし、ここでいう「活力」とは、単に産業的活力のみを指すのではなく、市民一人ひとりが活き活きと生活する「ひとの活力」が重要です。

## 基本目標 2 安心・安全の充実

高齢化の進展に伴い、本市においても高齢者福祉の充実が喫緊の課題となっています。また、自動車の増加から交通安全上の不安を訴える市民も増加しています。さらには、青少年の非行や犯罪についても対策を求める声が高まっています。

このような日常生活の安心・安全の確保は、本市のような住宅都市にあっては最も基礎的かつ重要なテーマですが、総合計画では、単に個々の課題やニーズに対応するだけでなく、「生活の質の向上」の視点から安心・安全の総合的な充実をめざします。

## 基本目標 3 自然との共生

自然環境との共生は、安心・安全の充実とともに住宅都市として極めて基本的なテーマです。特に本市においては、田園風景が地域景観の中心的存在であるだけでなく、農業生産が市産業の主体となっており、自然との共生は、市の存続にとって不可欠です。さらに、市民主体による独自のリサイクルシステムがコミュニティ活動の上でも大きな役割を担っており、市民生活のうえからも自然との共生が重要です。

総合計画では、単に環境負荷の低減という側面からだけでなく、本市の経済活動や市民生活全体の視点から「環境共生都市」づくりをめざします。





## 4. 施策の方向性(政策大綱)

「人が生き まちが活きる 善通寺」を実現するための政策大綱を次の5つとします。

### (1) 新しい活力のまちづくり

これまでの長期振興計画においては、インフラ整備をはじめとする物質的な「豊かさ」を重点に置いてきました。これらの計画に基づく施策の遂行によって、現在の本市においては、インフラ整備などの、物質的な「豊かさ」はほぼ充足されているといえます。

しかし、これからの本市においては、人口の減少、少子・高齢化の進展などの社会情勢の変化を背景に、旧来の活力だけでは、「豊かさ」を維持していくことが次第に困難になると予想されます。もちろん人口の増加やインフラ整備などの、量的な「活力」を追求することも重要ですが、わが国全体が人口減少の時代を迎えつつある今日、本市だけが人口を増やすことによって元気になることは非常に困難です。また、物質的充足を第一としてきた時代が終わり、「活力」の源も単に生産や消費の拡大から、一人ひとりの生き方や心のあり方といった精神的・質的なものになりつつあります。

このような中において、将来都市像として掲げた「人が生き まちが活きる 善通寺」を実現するためには、農業、商工業、観光業といった旧来の産業的活力の振興はもちろん、21世紀という新しい時代を担うための活力を創造していかなければなりません。

このため、まず第1番目の政策大綱を  
**新しい活力のまちづくり** とします。

総合計画における「新しい活力」とは「人の活力」であり、本市に住み・働き・学び・遊ぶ人々が「生き生き」していることが基本となります。すなわち、市民一人ひとりが生き生きと生活し、またそこから生まれた市民の活力を社会への貢献へとつなげていく、ということの基本とした政策を遂行します。同時に、一人ひとりが活力を持つことによって、産業的活力の振興も実現できる施策を推進します。



## (2) 安心・安全のまちづくり

これまでのまちづくりは、物質的な「豊かさ」を追求するため、車社会に代表されるような効率性・利便性を重視してきました。その結果、私たちは便利で充足した生活を享受できるようになりました。その反面、交通事故や犯罪、災害などへの不安はむしろ増大しているといえます。

21世紀、私たちは高齢社会の到来を迎えます。これからの社会には、誰もが精神的なやすらぎを感じ、健康な生活を送ることができるといった、真の意味での「豊かさ」が望まれます。

このような中であって、将来都市像として掲げた「人が活き まちが活きる 普通寺」を実現するためには、安心で安全な暮らしが確保されていることが大前提となります。そして、誰もがその人らしく生涯を通じて健やかで充実した生活を送ることが、市民一人ひとりにとっての願いです。

**このため、第2番目の政策大綱を  
安心・安全のまちづくり とします。**

本市に住み・働き・学び・遊ぶ人々にとって、現在の都市環境は必ずしも安心で安全な環境ではなくなりつつあります。さらには、急激な高齢化の進展などにより、今まで以上に安心で安全なまちづくりへの要望が強まってきています。

これらの現状を踏まえ、本市では、今一度まちづくりの原点に立ち返り、高齢者、障害者、子どもたちに十分な配慮をしながら、市民とともに安心で安全な暮らしを支えあえるネットワークづくりを進めるとともに、その基盤となるユニバーサルデザイン（universal＝普遍的な、全部の：誰もが安全で快適に使えるように設計すること）のまちづくりを推進します。



### (3) 「躰」(しつけ)のできるまちづくり

これまでの社会は、物質的な「豊かさ」を追求し続けてきたため、社会全体から精神的なやすらぎが失われつつあります。このような時代を背景に、家庭や地域社会の教育力の低下、いじめや不登校問題、学校学級崩壊など、子どもたちの教育の問題が社会の大きな課題のひとつになっています。

このような中において、将来都市像として掲げた「人が活き まちが活きる 善通寺」を実現するためには、未来を担う子どもたちをはじめとして、市民のすべてが生涯を通じて、地域とともに学びあい、成長することができるまちづくりを進めなければなりません。

このため、第3番目の政策大綱を  
**「躰」のできるまちづくり** とします。

「躰」という文字は、身を美しくすると読むことができます。人権を尊重し、人を思いやる心、すなわち、社会に暮らす人間としておしつけではなく、当然身につけておくべき「当たり前」の感情や礼儀を身につけるという意味が込められています。



「躰」のできるまちづくりは、21世紀を担う子どもたちのために、単に学校における教育という意味だけではなく、家庭・地域・学校の一体的連携により、子どもが社会に通用する「ルール」や「マナー」、「思いやり」を身につけ、地域全体で子どもが健やかに育つ環境を提供し、かつ大人も子どもたちと一緒に学び成長することができる社会、つまり地域社会全体がともに躰あう社会を創造することを意味しています。

本市はこれまで、門前町とともに「文教都市」として発展してきました。また、市内には、四国学院大学をはじめとして数多くの教育機関があります。総合計画では、これまでの歴史や文化を踏まえ、次代を担う心豊かでたくましいひとづくりのため、国や県はもとより地域との連携を一層密にした総合的な教育改革に取り組んでいきます。

また同時に、すべての市民が生涯にわたって、文化、芸術、スポーツなどを通して、幅広い知識や豊かな人間性を養えるような環境づくりにも積極的に取り組みます。



#### (4) コンパクトなまちづくり

これまでのまちづくりは、量的な都市の拡大をまず第一の目標に掲げてきました。このため、ともすれば漫然とした市街地の拡大を招いてきました。現在の本市は、郊外に立地する大規模ショッピングセンターの出現により、中心市街地の空洞化が進行しています。また、中心市街地から農村地域への定住者の流出により、近郊の農地が宅地化されたり、緑地が乱開発されるなどの問題も生じています。

人口の減少・高齢化傾向、市財政の動向、インフラの集積、市民の自然への意識の高まりを踏まえると、今後、都市の量的な拡大をより一層進めることは、財政需要額が増大するばかりでなく、長期的には、かえって本市の都市としての魅力を減少させることとなります。

このような中において、将来都市像として掲げた「人が活き まちが活きる 善通寺」を実現するためには、にぎわいのある市街地と、それをとりまく豊かな自然を背景とした農村地域をもったコンパクトな都市を創造しなければなりません。

**このため、第4番目の政策大綱を  
コンパクトなまちづくり とします。**

本市の都市としての基本的な性格は「住宅都市」であり、「コンパクト」であるためには、これまでのような「消費」を中心とした対策ではなく、行き過ぎた土地利用の拡散を抑制し、市民の市街地への居住を促進することにより、中心市街地の活性化を推進しなければなりません。また、農村地域の活性化も同時に推進することによって、うるおいのある田園都市環境の形成を実現します。

このため、総合計画では、都市計画法の改正により市独自の用途地域設定などが可能になったことを踏まえ、農業振興地域の見直しを含めた各種施策の実施により、高齢社会の到来を踏まえ、高齢者の視点に配慮したコンパクトな都市づくりをめざします。



## (5) 環境共生のまちづくり

これまでの社会は、物質的・量的「豊かさ」を重視し、その膨張・拡大を第一と考えてきました。その反面、自然や環境を軽視する傾向にありました。その結果、自然破壊をはじめとする環境問題が深刻な社会問題となっています。このような中で、地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨など地球環境問題の深刻化とともに、環境との共生が全ての都市共通のテーマとなっています。

来るべき21世紀は、市民のすべてが、環境との共生について認識を深めるとともに、自然とふれあう環境づくりを進めていくことが重要です。

このため、第5番目の政策大綱を  
**環境共生のまちづくり** とします。

本市は、豊かな自然環境とそこに住む人たちとの共存の恵みによって経済活動を支えられてきたまちでもあります。特に、全国に先駆けて資源リサイクル活動やアダプション・プログラムなど、市民主体で「環境共生都市」づくりに取り組んできた経緯や実績があります。

総合計画では、これまでの成果を踏まえ、さらに21世紀のまちづくりのお手本となるような環境共生のまちづくりを進めていきます。市民とともにごみの減量化、資源リサイクル運動やアダプション・プログラム、さらには環境学習の実施や環境ボランティア団体の育成などの一層の推進を図ります。

また、市民の自然に対する意識の高まりに対して、都市公園、親水公園などの整備を推進し、市民の誰もが豊かな自然とふれあえるまちづくりをめざします。



## 5. 基本フレーム

「人が生き まちが生きる 善通寺」の基本目標に掲げた「活力の再生」「安心・安全の充実」「自然との共生」の視点に立ってまちづくりを進めるためには、2010年を展望した都市の姿について、共通のイメージを持つことが必要です。

そこで、計画の策定にあたって特に重要と考えられる将来人口、都市のデザイン、まちづくりの進め方、行政水準(達成したい目標)について示します。

### (1) 人口の考え方

本市の人口は、平成元年の約3万9千人をピークに、急激な少子・高齢化の進行と世帯人数の減少、転入人口が転入人口を上回ることを背景に、減少に転じています。

日本の総人口が平成19年頃をピークに減少に転じると予測されること、また香川県においても平成12年と平成17年との間にピークを迎え、以後減少が始まると予測されることを考慮すると、本市の人口も今後さらに減少するものと見込まれます。

そこで、今後、ゆとりある住環境の整備や安心して子どもを育てることができる環境の整備などのさまざまな取り組みを通して、著しい人口の減少に歯止めをかけるとともに、過大な社会投資をすることなく、これまで蓄積してきた社会基盤や各種施設の余力を新たな機能に転用するなど、人口減少によって生まれるゆとりをまちづくりに活かし、質の高い住宅都市を確保することを基本として、本市の将来人口を平成22年度で約3万3千人と想定します。

なお、上記の人口フレームは、統計手法として最も信頼性が高く国などでも採用されている「コーホート要因法」により推計した結果に基づいて想定しておりますが、あくまで過去の傾向に基づく予測です。また、四国学院大学や陸上自衛隊など、本市の人口に大きな影響を及ぼす施設においては、それぞれ定員変更の可能性があるなど変動要因も多いため、国勢調査(5年ごと)などと連動した見直しを行い、適時、妥当性のある人口フレームに修正します。

### (2) 都市のデザイン(都市構造)

将来都市像の実現のためには、市民生活や都市活動を支える商業・業務、工業流通、レクリエーションなどの都市機能が適切に配置・集積されるとともに、道路などの交通施設の市内外にわたる適切なネットワークが必要となります。

また、豊かな自然環境と都市空間とが共生できるようにコンパクトな市街地形成を促進するとともに、それぞれの地域が地域の特性を踏まえ、均衡のもとに発展できるように連携・一体性を強化し、効率的に都市整備を進めて行くことが大切です。

このような観点から、本市がめざす都市構造として、さまざまな都市機能が集積する場(拠点地区)に配慮し、まとまりのある市街地を構成するとともに、これらを連携するための骨格となる道路ネットワークを形成します。また出水を活用した親水公園や大麻山などの豊かな緑を生かした水と緑のゾーンを形成し、自然環境と都市環境の共存を図ります。



## ①拠点地区、拠点連携軸の形成

### ■拠点地区の形成

均衡の取れた魅力ある都市をめざすために、都市構造において、3つの拠点地区の形成をめざします。

- 商業・業務拠点
- 工業・流通拠点
- レクリエーション拠点

### ■拠点連携軸の形成

商業・業務拠点、工業・流通拠点、レクリエーション拠点は、それぞれ重要な拠点です。日々の市民活動にとっては、単独で機能するのではなく、拠点間の往来・関連を持つものであり、これらの拠点を結ぶ軸を拠点連携軸として位置付けます。

## ②骨格となるネットワークの形成

### ■広域連携を強化する道路ネットワークの形成

広域的な都市間との連携を強化するため、東西軸として高松自動車道、国道11号、南北軸として国道319号を中心に、主要地方道による道路ネットワークの形成を図ります。

### ■市民生活・都市活動を支える道路ネットワークの形成

安全で快適な市民の暮らしや都市活動を支えるとともに、本市に隣接する周辺地区との交流・連携を強化するため、中枢拠点地区内の主要道路、及び主要地方道による道路ネットワークの形成を図ります。

## ③水と緑の空間の形成

本市には大麻山、香色山をはじめとした山々の豊かな緑や郊外の田園地域などの「緑の空間」とともに、点在するため池、出水、及び金倉川などのうるおい資源ともいえる「水の空間」もあります。

これらの山々の多くは自然公園地域に指定されており、今後とも豊かな緑の空間の維持保全を図ります。

農地を主体とした郊外の田園地域は、農業の振興の

視点を踏まえ、集落と田畑部分との住み分けなどにより、地域に根ざした豊かな自然空間として保全・創出を図ります。

ため池、出水、河川などの「水の空間」については、環境の保全や公園化など、うるおいの空間としての活用を図ります。



### (3) まちづくりの進め方

これまでのわが国のまちづくりは、主に国や中央官庁を頂点にした行政によって進められてきました。しかし、地方分権の時代を迎え、また、「量より質」が重視される今後のまちづくりは、行政はむしろ陰に隠れ、実際にまちで暮らし、まちを使っていく市民一人ひとりが主体となって行っていく必要があります。

ものごとを進める時の順序として、「PLAN(計画)」→「DO(実施)」→「SEE(チェック)」ということ(マネジメント・サイクル)が言われます。現在、本市では、「アダプション・プログラム」などにより、まちづくりの「DO(実施)」における市民の参加を進めていますが、この総合計画では、実施だけではなく、「PLAN(計画)」や「SEE(チェック)」といったまちづくりのあらゆる面で、市民が主体的にものごとを進めていくことをめざします。





(4) 行政水準(達成したい目標)

番号	項目	現 状	目 標	担当課
1	市ホームページアクセス数	月平均 10,000件	月平均 30,000件	企画課
2	電子化手続数	18手続き	50手続き	企画課
3	地域自治区設置数	0地区	8地区	企画課
4	認定農業者数	35経営体	40経営体	農政課
5	集落営農組織数	4組織	9組織	農政課
6	観光案内板設置ヶ所数	27ヶ所	50ヶ所	商工観光課
7	レンタサイクル利用者数	月70人	月100人	商工観光課
8	観光客数(初詣含む。)	120万人	150万人	商工観光課
9	1歳6ヶ月検診の検診率	95.20%	96.00%	保健課
10	新生児家庭訪問実施率	38.46%	70.00%	保健課
11	基本健康診査受診率	53.20%	54.00%	保健課
12	麻しんの予防接種率	76.30%	90.00%	保健課
13	健康フェスタ来場者数	5,713人	6,000人	保健課
14	ふれあいポート善通寺参加者数	7人	20人	社会福祉課
15	精神障害者相談件数	45人	100人	社会福祉課
16	地域生活体験事業参加者数	8人	15人	社会福祉課
17	手話奉仕員派遣数	月5件	月10件	社会福祉課
18	老人クラブ・60歳以上に対する加入率	35.50%	40.00%	高齢者課
19	長寿を祝う会出席率	37.00%	45.00%	高齢者課
20	シルバー人材センター登録者率	5.70%	6.00%	高齢者課
21	市民バス利用者数 (一日あたり年間平均)	103人	120人	高齢者課
22	延長保育実施ヶ所数	6ヶ所	7ヶ所	社会福祉課
23	一時保育実施ヶ所数	2ヶ所	4ヶ所	社会福祉課
24	休日保育実施ヶ所数	1ヶ所	2ヶ所	社会福祉課
25	つどいの広場数	1ヶ所	4ヶ所	社会福祉課
26	自主防災組織率	0%	100%	企画課
27	消火栓等整備率	86%	100%	消防本部

番号	項目	現 状	目 標	担当課
28	消防団員の数	320名	360名	消防本部
29	女性消防団員の数	0名	17名	消防本部
30	普通救命講習受講者数	1,514名	2,000名	消防本部
31	読み聞かせによるおはなし会開催数	年2回	年3回	図書館
32	農地保全管理作業受託面積	7.6ha	10.0ha	農政課
33	九頭神永井線改良延長	130m	500m	土木課
34	与北谷線改良延長	1,050m	1,200m	土木課
35	木徳下所弘徳団地線改良延長	380m	400m	土木課
36	老朽管延長	26,840m	17,500m	浄水課
37	有収率	80.00%	90.00%	水道課
38	下水道普及率	47.40%	57.00%	下水道課
39	合併処理浄化槽の設置	年130基	年150基	下水道課
40	アダプション・プログラム 延べ道路延長	99Km	120Km	生活環境課
41	アダプション・プログラム登録者数	個人 167人 団体 70団体 1,946人	個人 330人 団体 140団体 4,000人	生活環境課
42	資源ごみの収集回数	月1回	月2回	未来ｸﾘｰﾝ-ｸ 21
43	ごみの資源化率	23.90%	32.00%	未来ｸﾘｰﾝ-ｸ 21
44	可燃ごみ収集量	4,905t	2,500t	生活環境課
45	環境に関する講演会	7回	14回	生活環境課
46	ボランティア公園数	3ヶ所	5ヶ所	都市計画課
47	ガーデンクラブ会員数	74人	100人	農政課
48	フラワー&ガーデンフェスタ 来場者数	8,000人	10,000人	農政課
49	市民参画の手續実施数	年間2~3件	年間20件 程度	企画課
50	ふれあいリクエスト講座開催数	年10回	年24回	秘書広報課
51	市税収入未済額	市税 4億円 国保税 2億円	市税 2億円 国保税 1.5億円	債権管理第1課

## 重点プロジェクト

- ① 災害等対策プロジェクト
- ② 自主自立の住民自治プロジェクト
- ③ 歴史とやすらぎを活かした中心市街地の活性化プロジェクト
- ④ J R土讃線連続立体交差実現プロジェクト
- ⑤ 担い手の育成による農村地域活性化プロジェクト
- ⑥ 住環境の保全と資源リサイクルプロジェクト
- ⑦ 福祉と健康のネットワークプロジェクト
- ⑧ 光と花・緑にあふれるまちづくりプロジェクト

## 重点プロジェクト①

プロジェクト名	災害等対策プロジェクト
期 間	平成18年度～
プロジェクトリーダー	市長公室（企画課） 建設経済部（土木課） 水道局（水道課・浄水課）
目 的	近年は、かつてない集中豪雨等による災害や異常湧水等が発生しています。このような災害等に対応するには危険ヶ所に対する防災工事、水源の確保等と合わせて「自分のまちは自分たちの手で守る」という意識の啓発と、高齢者・障害者等の災害弱者を地域ぐるみで守るシステムの構築が不可欠です。
内 容	急傾斜地崩壊防止、橋梁強度補修、法面保護工事等の防災工事を行い、異臭味対策と湧水対策のため、新たな地下水源の確保を図るとともに、老朽化した水道管の更新を実施します。また、防災マップ・防災ガイド等の作成、総合防災訓練等の実施を通じて、災害防止に関する知識や技術を身に付けるとともに、自主防災組織の育成・強化を図ります。
具体的事業	①自主防災組織の育成・強化学業 ②防災工事 ③新規地下水源の開発 ④有収率の向上
推進主体	市・市民

## 重点プロジェクト ②

プロジェクト名	自主自立の住民自治プロジェクト
期 間	平成18年度～
プロジェクトリーダー	市長公室（企画課） 建設経済部（都市計画課） 市民部（生活環境課）
目 的	平成17年10月1日に施行された「善通寺市自治基本条例」に基づき、市民が主体となったまちづくりを推進するため、住民自治の充実を図る必要があります。これからの住民自治活動としては、地域自治組織による自主性・自立性をもった独自の特色ある地域活動が求められており、行政を補完する民間団体（NPO法人・ボランティア組織）が市政参画に取組みやすい環境づくりが必要です。
内 容	小学校区を中心とし、地域内団体等が連携した地域自治区を設置するとともに、NPO法人・ボランティア組織の活動環境として公的拠点を整備します。また、地域の方々の自主的な活動の場としてボランティア公園の整備やアダプション・プログラムを推進するとともに、市民の意思を市政に反映するためのパブリックコメント等を実施します。
具体的事業	①地域自治区設置事業 ②ボランティア活動拠点整備事業 ③市民参画の手續の適正運用 ④ボランティア公園の整備 ⑤アダプション・プログラム（里親制度）の推進
推進主体	市民・市

### 重点プロジェクト ③

プロジェクト名	歴史とやすらぎを活かした中心市街地の活性化プロジェクト
期 間	平成18年度～
プロジェクトリーダー	建設経済部（土木課・中心市街地活性化推進室・都市計画課） 教育委員会
目 的	本市中心市街地の活性化を目指し、市街地の整備改善及び歴史的景観の保護などの事業を戦略的かつ一体的に推進します。
内 容	南大門前にぎわい広場を整備するとともに、総本山善通寺へ通じる赤門筋を歴史を感じる街路として整備します。また、観光交流センターを建設し、商業の活性化を図るとともに、旧善通寺偕行社の保存整備を行うことで歴史的建造物の保持に努めます。さらに景観条例の制定によりやすらぎのある街並みを守り育てます。
具体的事業	①大門通り線（南大門前にぎわい広場）整備事業 ②赤門筋線修景整備事業 ③（仮称）観光交流センター整備事業 ④旧善通寺偕行社保存修理活用事業 ⑤景観条例の制定
推進主体	国・県・市

## 重点プロジェクト④

プロジェクト名	J R土讃線連続立体交差実現プロジェクト
期 間	平成18年度～
プロジェクトリーダー	建設経済部（都市計画課）
目 的	安全で快適な市民の暮らしを支えるとともに、中心市街地と周辺地区との交流・連携を強化することを目的とします。
内 容	<p>本市の市街地はJ R土讃線によって分断されており、国道319号から市街地に入るには踏切を横断しなければならず、円滑な進入ができないことから交通停滞を招き、これが本市の発展疎外の一因にもなっています。</p> <p>このためJ R土讃線の市街地部を連続立体交差にして、踏切を除去するものであり、あわせて善通寺駅周辺を区画整理し、開発を行います。</p>
具体的事業	① J R土讃線連続立体交差事業 ② 連続立体交差関連区画整理事業
推進主体	国・県・市

## 重点プロジェクト ⑤

プロジェクト名	担い手の育成による農村地域活性化プロジェクト
期 間	平成18年度～
プロジェクトリーダー	農林部（農政課） 農業委員会
目 的	農業の担い手を育成・支援することにより、農村地域における活性化を図ります。集落営農の推進や、認定農業者の確保や技術の高度化など、本市独自の農業政策を進め、魅力ある農村地域の形成をめざします。
内 容	認定農業者や集落営農組織の育成を行います。農地の集積を進めるほか、研修会等の啓発活動と経営改善等に対する支援活動を行います。
具体的事業	①担い手育成総合支援事業 ②認定農業者農地集積事業 ③集落営農推進事業
推進主体	市・農業関係機関（者）



## 重点プロジェクト ⑥

プロジェクト名	住環境の保全と資源リサイクルプロジェクト
期 間	平成18年度～
プロジェクトリーダー	水道局（下水道課） 市民部（生活環境課）
目 的	快適な暮らしの実現には清潔で美しい環境が不可欠です。市民一人ひとりが地球的視野で省資源・リサイクルを推進することで、身近なところから快適さを創造するとともに、生活排水の改善が遅れることによる住環境の悪化を阻止し、清潔で快適な暮らしを支えるための都市基盤整備を行う必要があります。
内 容	「各家庭からでた生ごみは、各家庭で処理し、土に還す」という生ごみリサイクル事業を推進するとともに、公共下水道施設の整備に取り組み、また合併処理浄化槽の普及促進に努める。
具体的事業	①公共下水道施設整備事業 ②合併処理浄化槽設置整備事業 ③合併処理浄化槽に関する広報活動 ④生ごみリサイクル事業
推進主体	市・市民・関係団体

## 重点プロジェクト①

プロジェクト名	福祉と健康のネットワークプロジェクト
期 間	平成18年度～
プロジェクトリーダー	健康福祉部（保健課・高齢者課・社会福祉課）
目 的	健康で長生きできるまちづくりを実現し、だれもが幸せに暮らせることが必要です。市民の健やかなくらしのため、健康増進に取り組む必要があります。また、少子高齢化が進む社会状況の中、市民の様々な福祉を増進していくためには、市以外の様々な主体が主体的に担い手となることで、協働していかなければなりません。また、市民自身が自らまちの福祉を考え、行動していくことが求められています。
内 容	がん・脳卒中・心臓病・糖尿病などの生活習慣病を予防するため、生活習慣を改善し、市民の健康保持増進に努めるとともに、「いきいきキラッと 善通寺～健康日本21善通寺計画」を具体的に取組んでいきます。高齢者福祉については、高齢者が可能な限り地域において自立した日常生活が営めるよう筋力向上トレーニングにより支援するとともに、介護予防重視の観点から、新予防給付が創設されたこと等に伴い「地域包括支援センター」を設置し、高齢者の自立支援を行います。また、子育てについては、本市の子育て支援に関する事業を一元化し、総合的な機能を持たせた子育て支援の拠点施設である「子供・家庭支援センター（仮称）」を設置することで、子育てネットワークを構築します。さらに、市民参画の地域福祉を推進するため、社会福祉法に基づく「地域福祉計画」を市民とともに策定します。
具体的事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>①生活習慣病対策事業</li> <li>②いきいきキラッと 善通寺推進事業</li> <li>③高齢者筋力向上トレーニング事業</li> <li>④地域包括支援センター設置事業</li> <li>⑤子供・家庭支援センター（仮称）の整備</li> <li>⑥地域福祉計画策定事業</li> </ul>
推進主体	市・市民・関係団体

**重点プロジェクト ⑧**

プロジェクト名	光と花・緑にあふれるまちづくりプロジェクト
期 間	平成18年度～
プロジェクトリーダー	建設経済部（建築課） 農林部（農政課・土地改良課）
目 的	コンパクトで活力があり、かつ、やすらぎを感じることのできるまちを実現するため、光による美しさと花や緑によるうるおいを与えます。
内 容	市内の公有施設等をライトアップすることにより、夜間景観整備を行います。また、市民主体の花づくりを推進するとともに、「花のまちづくり」の核となる施設として「花公園」を建設します。さらに、親水公園の整備により、地域固有の資源であるため池、出水を活かした自然との共生、環境学習、市民憩いの場の創出を図ります。
具体的事業	①光のまちづくり事業 ②花のまちづくり事業 ③（仮称）善通寺花公園整備事業 ④緑地管理事業 ⑤農村振興総合整備事業
推進主体	市・市民・関係団体・県

## (2) 計画遂行体制の整備

21世紀は今まで以上に人々の価値観が多様化し、それに伴ってまちづくりに対するニーズも急速に多様化・高度化することが予想されます。

また、地方分権型社会への転換に伴い、地方自治体においても権限と責任が拡大する中で「地域のことは地域で考え実行する」ことが求められる時代になります。

一方で、社会の成熟化に伴う経済成長・人口増加の鈍化・減少により、行政の財政状況は急速に悪化しており、これまでのように「全てを行政がやる」ということは、不可能かつ不必要になりつつあります。

このような環境のもとで「人が活き まちが活きる 善通寺」を実現するためには、限られた財源や人材を最大限に活かして、効率的かつ効果的な行財政運営を行うとともに、「行政主導」ではなく市民と行政が「協働」してまちづくりに取り組んでいくことが必要であり、本市では、これを更に進めた「市民主導」のまちづくりをめざします。



### ①市民参加による総合計画の進行管理

総合計画の実現には、市民の手による進行管理が不可欠です。また、これからの行政にとって、市民と協働してまちづくりを行っていくことは、大きな課題となります。

そのため、インターネットや市民アンケートなどにより

- 市民による総合計画評価の方策
  - 政策立案・まちづくりへの市民参加
  - 開かれた行政の実現
- を推進します。

また、総合計画の進捗状況を常に精査し、公表します。

### ②行政改革

#### ◆行政改革大綱

財政の健全化と施設・事業の効果的・効率的な実施にとって行政改革は不可欠です。

限られた資源と人員を有効に活用するため、徹底した行政改革をすることとします。

具体的には、

- 事務事業の見直し
- 定員管理及び給与の適正化
- 財政の健全化
- 組織、機構の見直し
- 行政サービスの向上

以上の5項目について見直しを実施し、平成13年度から平成22年度の10年間を目標年度とする新しい行政改革大綱を策定します。

### ③財政計画

#### ◆財政計画

財政運営の健全化を図るため、長期的視野に立った財政計画が必要であり、これに基づく毎年度の予算の編成と、適正な執行が重要となります。現在の経常収支比率は、87%前後で推移しています。この10年間で80%を切り、財政硬直化にならないよう財政運営を推進します。

一般会計の起債残高は、100億円を少し下回る程度ですが、今後は、80億円前後で推移するよう努めます。義務的経費については、46%前後ですが、10%の削減を目標にします。事業推進に当たっては、市税収入など自主財源の確保に全力を注ぐほか、国県の補助制度を最大限に活用します。

今後の歳出の動向としては、高齢社会への対応のための支出が増大することや、社会資本整備における下水道などの経費が多額になると見込まれます。このことについて対応するためには、事務事業の見直しが必要となります。先例や慣例にとらわれることなく、新しい観点で判断し健全で効率的な財政運営を図ります。

経費の節減抑制については、既定事業の見直し、計画事業の見直しを図るほか内部管理的な経常経費も節減抑制をします。また、単独補助金でも見直しが必要となっており、縮減・削減をするよう努めます。さらに、コスト縮減のため、民間の資金やノウハウの活用を取り入れることも検討します。

財源の確保については、市税収入の確保のために、定

住化政策などを推進し、若年労働者の流出を防ぎ、人口の定着化を図ることなどにより収入の安定化を図ります。また、市税の適正・公平な課税を実施し、さらに納税意識の普及・高揚を図ります。使用料・手数料などの受益者負担は、行政と市民の役割分担のあり方を考慮しながら、受益の内容に応じた適正な金額を設定します。なお、各種事業推進に当たっては、国・県支出金や財政支援措置のある適債事業などの有効活用を図ります。

財政運営の適正化については、市民ニーズを的確に把握し、優先度・緊急度を十分に見極め、限られた財源の中で対応できるよう配分を行います。

また、的確な財源見通しのもとに、事務事業の効率的な執行を心がけるとともに民間委託が適当なものについては積極的に推進し、民間の専門的知識やサービスの活用を図ります。

以上により、職員一人ひとりが厳しい財政状況を認識し、行政マンとしての十分な自覚をもち、行政運営に当たっては、市民の視点に立ちコスト意識を持って、より一層の相違工夫をします。さらに行政の役割と責任分野を的確に見極めて、市民福祉の向上と市政発展をめざす財政運営に努めます。

# 総合計画期間中の財政計画

## 歳入(一般財源)

(単位:千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
市税	3,600,000	3,636,000	3,672,360	3,709,084	3,746,174	3,783,636	3,821,473	3,859,687	3,898,284	3,937,267
地方譲与税	112,000	112,000	112,000	112,000	112,000	112,000	112,000	112,000	112,000	112,000
自動車取得税交付金	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000
地方交付税	4,300,000	4,343,000	4,386,430	4,430,294	4,474,597	4,519,343	4,564,573	4,610,182	4,656,284	4,702,847
交通安全対策特別交付金	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
国有提供施設等所在市町村助成交付金	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
財産収入	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰越金	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000
諸収入	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
利子割交付金	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
地方消費税交付金	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000
地方特例交付金	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
合計	9,075,000	9,154,000	9,233,790	9,314,378	9,395,772	9,477,979	9,561,009	9,644,869	9,729,568	9,815,114

## 歳出(一般財源)

(単位:千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人件費	3,793,993	3,752,492	3,767,812	3,743,578	3,932,806	4,252,894	4,332,658	4,308,669	4,242,422	3,975,640
物件費	1,300,000	1,313,000	1,326,130	1,339,391	1,352,785	1,366,313	1,379,976	1,393,776	1,407,714	1,421,791
維持補修費	80,000	80,800	81,608	82,424	83,248	84,081	84,922	85,771	86,629	87,495
扶助費	1,550,000	1,596,500	1,644,395	1,693,727	1,744,539	1,796,875	1,850,781	1,906,304	1,963,494	2,022,398
補助費等	1,000,000	980,000	970,200	960,498	950,893	941,384	931,970	922,651	913,424	904,290
公債費	1,199,288	1,228,736	1,192,550	1,123,009	1,028,679	959,224	940,674	961,632	944,628	894,562
積立金	210,000	210,000	210,000	210,000	210,000	210,000	210,000	210,000	210,000	210,000
投資及び出資金・貸付金	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000
繰出金	1,066,300	1,132,800	1,201,400	1,281,400	1,372,200	1,473,900	1,556,500	1,640,100	1,714,700	1,800,400
計	10,429,581	10,524,328	10,624,095	10,664,027	10,905,150	11,314,670	11,517,482	11,658,903	11,713,010	11,546,576
歳出の特定財源	2,400,000	2,448,000	2,496,960	2,546,899	2,597,837	2,649,794	2,702,790	2,756,846	2,811,983	2,868,222
退職手当繰入金	0	0	0	0	0	300,563	428,393	474,211	519,478	389,185
合計( - - )	8,029,581	8,076,328	8,127,135	8,117,128	8,307,313	8,364,313	8,386,299	8,427,846	8,381,549	8,289,168

投資的経費充当額( - )	1,045,419	1,077,672	1,106,655	1,197,250	1,088,459	1,113,666	1,174,710	1,217,023	1,348,019	1,525,945
---------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

# 付属資料

- 第4次善通寺市総合計画策定の経過
- 善通寺市総合計画審議会条例
- 善通寺市総合計画審議会委員
- 第4次善通寺市総合計画(基本構想)に関する諮問
- 第4次善通寺市総合計画(基本構想)に関する答申
- 善通寺市プレ総合計画審議会設置要綱
- 善通寺市プレ総合計画審議会委員
- 善通寺市プレ総合計画審議会報告書

# 第4次善通寺市総合計画策定の経過

年 月 日	策 定 経 過
平成10年4月	市長より新総合計画の基本コンセプトが示される
9月	市民・転入者・近隣住民・県内外事業者へのアンケートを実施
平成11年7月	有識者へのアンケート実施
8月	新総合計画基本構想策定基本方針の策定
9月1日	新総合計画基礎調査報告
平成12年1月～	庁内各部課における基本目標及び事業計画の作成
1月27日	第1回プレ総合計画審議会(30～40代の市民14名で構成する総合計画審議会の予備検討会)
2月14日	第2回プレ総合計画審議会(基本構想素案/将来都市像などの検討)
2月28日	第3回プレ総合計画審議会(基本構想素案/将来都市像などの検討)
3月9日	第4回プレ総合計画審議会(基本構想素案/将来都市像などの検討)
3月27日	第5回プレ総合計画審議会(基本構想素案のとりまとめ)
4月	市民100字提案の募集(49人の市民から72件の提案)
4月26日	第1回総合計画庁内策定検討委員会(委員会は部長職、幹事会は課長職の代表で構成し、各部課の基本施策・事業計画について検討を行う)
5月～	庁内各部課における重点プロジェクトの検討
5月	庁内各部課別ヒアリングの実施
5月19日	第2回総合計画庁内策定検討委員会(幹事会)
5月23日	第3回総合計画庁内策定検討委員会(幹事会)



年 月 日	策 定 経 過
6月	総合計画審議会委員の公募
6月	庁内各部課別ヒアリングの実施(第2回)
6月16日	第4回総合計画庁内策定検討委員会(幹事会)
6月29日	第5回総合計画庁内策定検討委員会(幹事会)
7月14日	第2回総合計画庁内策定検討委員会
9月18日	第1回市議会全員協議会(総合計画について審議)
9月27日	第1回総合計画審議会(有識者委員10名・市民公募委員5名で構成し、市長の諮問を受け、総合計画基本構想(案)について審議)
10月10日	第2回総合計画審議会(将来都市像・基本目標・政策大綱:新しい活力のまちづくり、安心・安全のまちづくりについて審議)
10月11日	第2回市議会全員協議会(総合計画について審議)
10月24日	第3回総合計画審議会(政策大綱:「躰」のできるまちづくり、コンパクトなまちづくり、環境共生のまちづくりについて審議)
11月2日	第3回市議会全員協議会(総合計画について審議)
11月8日	第4回総合計画審議会(基本フレーム・重点プロジェクトについて審議)
11月10日	第4回市議会全員協議会(総合計画について審議)
11月15日	第5回総合計画審議会(計画遂行体制の整備、総合計画基本構想(案)答申について審議)
11月20日	総合計画審議会から総合計画基本構想(案)について答申
12月5日	12月市議会定例会に「第4次善通寺市総合計画基本構想(案)」を議案第1号として提出
12月15日	「第4次善通寺市総合計画基本構想(案)」を原案どおり議決

# 善通寺市総合計画審議会条例

(昭和47年 3月28日条例第12号)

改正

昭和48年 3月30日 条例第13号  
平成 2年10月 6日 条例第15号  
平成 6年 9月30日 条例第14号  
平成12年 3月31日 条例第22号(この改正で題名変更)

## 第1条

### 設 置

地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、善通寺市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

## 第2条

### 所 掌 事 務

審議会は、市長の諮問に応じ、市総合計画について審議する。

## 第3条

### 組 織

審議会は、委員15人以内で組織する。  
2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。  
3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されたものとみなす。

## 第4条

### 会 長 及 び 副 会 長

審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。  
2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。  
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## 第5条

### 会 議

審議会は、会長が招集する。  
2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。  
3 会長は、会議の議長となる。  
4 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 第6条

### 庶 務

審議会の庶務は、市長公室企画課において処理する。

## 第7条

### 委 任

この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則 (昭和48年3月30日条例第13号抄)

1 この条例は、昭和48年 4月 1日から施行する。

### 附 則 (平成2年10月6日条例第15号)

この条例は、平成 3年 1月 1日から施行する。

### 附 則 (平成6年9月30日条例第14号)

この条例は、平成 7年 1月 1日から施行する。

### 附 則 (平成12年3月31日条例第22号抄)

(施行期日)  
1 この条例は、平成12年 4月 1日から施行する。(後略)

# 善通寺市総合計画審議会委員

(順不同・敬称略)

## 会長

高畑 皓一 善通寺商工会議所会頭

## 副会長

吉田 卓司 四国学院大学学長

村上 幸生 善通寺工業クラブ会長  
小野 静夫 香川県農業協同組合善通寺支部長  
大浦 廣子 善通寺市教育委員会委員長  
長岡 數一 善通寺市連合自治会長  
八代 尚子 善通寺市連合婦人会長  
宮川 富雄 善通寺市プレ総合計画審議会会長  
高畑 勝 善通寺市社会福祉協議会常務理事  
泉 浩二 香川県企画部長  
川口 潔 市民公募委員  
伏見 秀子 市民公募委員  
安藤 千代 市民公募委員  
山下 明子 市民公募委員  
北岡 泰志 市民公募委員

# 第4次善通寺市総合計画(基本構想)に関する諮問

12善市第1383号  
平成12年9月27日

善通寺市総合計画審議会  
会長 高畑皓一様

善通寺市長 宮下裕

## 第4次善通寺市総合計画(基本構想)について(諮問)

善通寺市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、第4次総合計画基本構想(案)について、貴審議会の意見を求めます。

# 第4次善通寺市総合計画(基本構想)に関する答申

平成12年11月20日

善通寺市長 宮下裕様

善通寺市総合計画審議会  
会長 高畑皓一

## 第4次善通寺市総合計画(基本構想)について(答申)

平成12年9月27日付け12善市第1383号をもって諮問を受けた第4次善通寺市総合計画基本構想(案)について慎重に審議した結果、次のとおり意見をとりまとめたので答申します。

## 答 申

普通寺市は、平成3年に「活力と豊かさを創造するまち」を都市像と定めた第3次長期振興計画を策定し、21世紀にふさわしい中讃地域の中核都市を目指してまちづくりを進めてこられました。

しかしながら、少子・高齢社会の到来、教育問題や環境問題の深刻化、国際化や情報技術の著しい進歩など、21世紀を目前に社会・経済構造の変革の時期を迎えています。一方、普通寺市においても、人口の減少や中心市街地の空洞化など、まちづくりの姿勢や仕組みが大きな岐路にさしかかっているといえます。

このような中であって、21世紀の普通寺市の目指すべき方向や将来の姿をより明確にし、市民と協働してまちづくりを推進するために、第3次までの長期振興計画に基づいたこれまでのまちづくりの成果や課題を改めて点検し、新世紀にふさわしいまちづくりの理念や将来像を確立していく新たな総合計画を策定することは、誠に時宜を得た、かつ重要な問題です。

本審議会では、このような認識のもとに、21世紀の第1歩を踏み出すに当たり、普通寺市が新しい活力のあるまちとなること、またそこに住む人たちの人権や生活の質の向上に視点を置いて、慎重に審議を進めてきました。

その結果、市当局から諮問された「第4次普通寺市総合計画(基本構想)案」は、基本認識・方向性・実現方策等、その内容においておおむね妥当であるとの結論に達しましたので、下記に本審議会としての意見を付して答申します。

今後、市長におかれましては、答申の趣旨を尊重し、本計画の実現にむけて最大限の努力を払われますよう要望します。なお、審議の過程での意見・提言等についても別紙のとおり、とりまとめて添付いたしますので、計画遂行に当たり十分な配慮をされるよう要望します。

### 記

1. 第4次普通寺市総合計画の議会承認後は、基本構想に沿って速やかに各種計画の策定・実施を図ること。
2. 総合計画およびこれにもとづく各種計画の策定・実施にあたっては、市民との協働に特に配慮すること。
3. 財政状況との整合性に特段の配慮を行うこと。
4. 広域的視点にもとづく地域間協力・地域連携に配慮すること。
5. 計画の進捗状況とその成果を定期的に測定・公表するとともに、社会経済環境等の変化に応じた柔軟な対応を行うこと。
6. 計画の遂行のため、行財政改革をこれまで以上に推進すること。

## (別紙) 総合計画審議会における意見・提言について

市当局から諮問を受けた第4次善通寺市総合計画を審議する過程で、各審議会委員より出された意見、提言を次のとおりまとめました。今後、策定する基本計画や計画遂行に当たって参考にさせていただきたい。

### 将来都市像について

○基本理念として新たな活力が本市に最も重要なものとして位置付けするのはよいが、「精神面」でのゆとりや豊かさも重要である。

### 基本目標について

- 環境や教育などこれから都市が共通して抱える課題も盛り込むべきである。
- 産業的な活力が主になり得ないというのは理解できるが、産業的な活力が不要な訳ではない。特に農業は本市の新たな産業核になりうる可能性がある。
- 産業的な活力に代わる活力とは何かを見極めることが重要である。

### 政策大綱「新しい活力のまちづくり」について

- ボランティアや地域活動について、参加に動機を与えるような施策を推進されたい。
- 「人の活力」という意味では、生涯学習関連の目標を充実すべきである。

### 政策大綱「安心・安全のまちづくり」について

- 街路灯、防犯灯等の整備目標が必要である。
- 「安全」に関する指標を充実されたい。
- 自主防災組織数の一層の拡大が必要である。

### 政策大綱「躰(しつけ)のできるまちづくり」について

- 「躰」という言葉は、古くて新しい言葉であり、価値観を大きく変える言葉である。これからの若い世代においては、斬新に感じられる言葉になる。
- 「躰のできる」としている限り、行政水準の中でも、しつけの指導担当者の配置や育成などのしつけを徹底できるような目標を設定されたい。
- 「しつけ」は3歳ぐらゐまでが最も大事である。この年代の子供を持つ保護者に対して、子育てやしつけに関する相談に応じる施策を推進されたい。
- もっと「学び」の部分をクローズアップした政策大綱にし、行政水準に関しても、文化的・精神的な部分について拡充すべきである。
- 地域全体が一つのネットワークとなって、躰ができるような体制づくりを要望する。
- 家庭・学校・地域における教育を一体的に推進するシステムが必要である。

## 政策大綱「コンパクトなまちづくり」について

- まちの顔である中心市街地の活性化が、まちの空洞化の歯止めをかけるためには最も重要である。
- 中心市街地から定住者が郊外へと移り、農地が宅地化している。住宅地と農地の住み分けや線引きを目指したまちづくりでなければならない。
- 若い人達の住む社会と高齢者の住む社会や、歩くという感覚と車の感覚が両立するよなまちづくりが必要である。

## 政策大綱「環境共生のまちづくり」について

- 市民の自然に対する意識が高まっているが、市内には公園が少ない。もっと市民が憩いの場として自然に親しむことのできる公園づくりに取り組まれない。
- ため池や河川の護岸の整備などに合わせて、花を植えるなど、緑豊かな環境づくりが必要である。
- 環境学習の実施、環境ボランティア団体の養成など、「新しい活力のまちづくり」や「憩いのできるまちづくり」とも関連した施策を推進されたい。

## 基本フレームについて

- 人口の減少に関して、他市町に負けないような、住む人にとって魅力のあるまちづくりをして、社会的要因による人口流出に歯止めをかける施策が必要である。
- インフラを整備していく上で、人口集積地域に都市機能を充実させ、これを拠点としてネットワークさせていくようなまちづくりが必要である。
- まちづくりに当たっては、市民一人ひとりが主体的に参画してもらうことが重要であり、行政は市民がPLAN・DO・SEEに参画できるような雰囲気づくりをする必要がある。

## 重点プロジェクトについて

- 歩いて暮らせるまちづくり事業について、市街地だけではなく、周辺地域においても歩行者にやさしい道づくりを行う必要がある。
- 教育改革基本計画については、これから目指すべき開かれた学校や特色ある学校を実現するために、家庭や地域の協力を得て、市全体をあげて取り組む必要がある。

## 計画遂行体制の整備について

- 市民と行政とが協働してまちづくりを進めていくためには、市民一人ひとりの自覚や意識改革が必要である。
- 本総合計画を遂行するためには、市民の手による計画の進行管理と、市による計画の進捗状況や成果の定期的な測定・公表が必要である。

# 善通寺市プレ総合計画審議会設置要綱

## 第1条

### 目 的

第4次善通寺市総合計画(案)の基本構想等の検討を行うため、善通寺市プレ総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

## 第2条

### 職 務

審議会は、本市の総合計画の次の項目について協議・検討する。

- (1) 将来構想
- (2) 都市像
- (3) 政策大綱
- (4) 重点プロジェクト
- (5) その他、総合計画で検討を要する事項

## 第3条

### 組 織

審議会に、会長・副会長及び委員を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

## 第4条

### 会 議

審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

## 第5条

### 庶 務

議会の庶務は、市長公室企画課において処理する。

## 第6条

### 補 足

この要綱に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

### 附則

この要綱は、平成12年1月27日から施行する。



# 善通寺市PTA総合計画審議会委員

(順不同・敬称略)

会長

宮川 富雄 善通寺市PTA連合会

副会長

山下 和美 社会福祉法人 善通寺希望の家

大西 利彦 善通寺市農業協同組合

近藤 隆 善通寺市農業経営者協議会

丸岡 康司 善通寺商工会議所(青年部)

藤田 加代子 善通寺商工会議所(婦人部)

小片 晴雄 社団法人 さぬき青年会議所

福本 陽子 国際ソロプチミスト善通寺

赤澤 正士 四国学院大学

畑井 繁里 四国学院大学(学生)

若宮 滝子 善通寺市社会福祉協議会

藤 洋一 陸上自衛隊善通寺駐屯地

内田 裕司 株式会社 まんでがん

東條 文規 善通寺地区労働組合協議会

# 善通寺市プレ総合計画審議会報告書

平成12年4月18日

善通寺市長 宮 下 裕 様

善通寺市プレ総合計画審議会  
会長 宮 川 富 雄

善通寺市新総合計画(基本構想)に関し、下記のとおりプレ総合計画審議会を開催し、当審議会としての意見がまとまりましたのでご報告いたします。

## 1. 新総合計画策定に際しての基本認識

まず、新総合計画を策定するに際しては、以下の点を前提とすべきであると考えます。

### ①人口減少、少子超高齢化の進展が不可避であること

本市ならびにわが国全体の動向を考えると、少なくとも「このまま」では、人口減少・少子超高齢化の進展は不可避であると思われます。

新総合計画では、この基本認識に立った「現実性のある」計画策定が必要であります。

### ②基本的なインフラはほぼ充足されていること

これまでの都市整備の蓄積により、本市では、少なくとも市街地部分においては基本的なインフラ(都市基盤)が充足されているものと判断します。

新総合計画では、従来にもまして「必要性」や「効果」を精査し、過剰な負担を次代へ押し付けない「当事者意識」のある計画策定が必要であります。

### ③活用できるストックが多いこと

上記に関連して、本市には、総本山善通寺をはじめとする歴史的文化的資産とともに、2つの大学や多くの国公立施設等、他市には真似のできないストックが存在しておりますが、それらの活用、特にその人的ストックの活用という面では、まだまだ余地を残しているのではないかと思います。

新総合計画では、これら本市が有するストックを最大限に活用し、「資源活用型」の計画策定が必要であります。

### ④市民の主体的参加が必要であること

地方分権時代を迎え、市民一人一人が善通寺市の将来を考え行動していくことが必要になってきていることは言うまでもありません。本市では、善通寺式分別収集活動等によって、まちづくりへの市民参加が進んでいると自負しておりますが、それに満足することなく、市民参加の取り組みをさらに拡大・拡充していくことが重要と考えます。

新総合計画では、あらゆる面で市民の主体的参加を促し、「市民自らの意思と努力」によるまちづくりが実現されるための配慮が必要であります。

### ⑤「善通寺らしさ」が重要であること

総合計画はまちづくりの礎になる計画であると同っております。しかし、現在の計画(「第3次長期振興計画」)からは、残念ながら、まちづくりの礎にふさわしい「メッセージ」が伝わってきません。

我々は、その理由として、現計画には「善通寺らしさ」が不足しているためではないかと考えます。

新総合計画では、善通寺市民が共鳴し、自信と誇りを持って計画の実現に取り組むことのできる「メッセージ性」が必要であります。

## 2. 新総合計画における基本目標

以上の基本認識を前提に、市民としての生活実感や本市および本市を取り巻く社会経済環境の現状ならびに将来動向を踏まえた上で、新総合計画における基本目標として次の諸点を提言します。

### ①活力の再生

本市の現状および将来において最も懸念される点が「活力の衰退」です。したがって、新総合計画では、活力づくりを基本目標の一つとして掲げることを望みます。ただし、ここでいう「活力」とは、単に産業的活力を指すのではなく、むしろ市民一人一人が生き生きと生活する「ヒトの活力」が重要であると考えます。

なお、活力を示す具体的な目標として基本認識である人口の減少についても、できうる限り「現状維持」を目指すことを求めます。

### ②安心・安全の充実

高齢化の進展に伴い、本市においても高齢者福祉の充実が喫緊の課題となっています。また、自動車の増加から交通安全上の不安を訴える市民も増加しています。さらには、青少年の非行や犯罪についても対策を求める声が高まっています。日常生活の安心・安全の確保は、本市のような住宅都市にあっては最も基礎的且つ重要なテーマであり、新総合計画でも、基本目標の一つとして、特に重視することを望みます。

### ③自然との共生

自然環境との共生は、安心・安全の充実と共に住宅都市として極めて基本的なテーマですが、農業を主産業とする本市にあっては農業の存立、また躰における幼児期からの健全な精神の育成等、居住環境上の意味以外からも自然との係わりが重要であります。新総合計画では、単にいわゆる環境負荷の低減という側面だけでなく、本市の経済活動や市民生活全体の視点からの取り組みを望みます。

### 3. 基本構想の試案

以上を踏まえ、基本構想の試案を示します。

#### (1) 都市像

- (第1案) 人が生き まちが活きる 普通寺
- (第2案) 小さくて元気な集(つど)いのまち 普通寺
- (第3案) 自律と品格(または「誇り」)のまち 普通寺

#### (2) 政策大綱

- 新しい活力のまちづくり
- 安心・安全のまちづくり
- 「躰(しつけ)」のできるまちづくり
- コンパクトなまちづくり
- 環境共生のまちづくり

#### (3) 重点プロジェクト(いずれも仮称)

- 中心市街地活性化事業&農業地域活性化事業(\*1)
- 普通寺式介護保険事業(\*2)
- 躰のできるまちづくり事業(\*3)
- スモールタウン・プロジェクト(\*4)
- 普通寺式環境循環プロジェクト(\*5)

(\*1) 中心市街地活性化事業&農業地域活性化事業:

市街地については「中心市街地活性化基本計画」で整備事業が講じられることになっているが、本市は、中心部の市街地を農業地域が取り巻く2層構造になっており、市全体のまちづくりを考えると、農業地域の整備方針についても基本的な計画の策定が不可欠で、両者をセットで進めていく必要がある。

(\*2) 普通寺式介護保険事業:

高齢者福祉については、法律に即した事業が展開されることになっているが、普通寺には、福祉系の大学や専門機関が集積しており、それらを活用することによって、「経済循環のある」独自の福祉システムを展開できる可能性がある。

(\*3) 躰のできるまちづくり事業:

「躰」は、単に学校や家庭が役割分担をするだけではなく、また、教育や指導といったいわゆる「ソフト施策」だけに頼るものではない。普通寺では、まちづくり全体の中で、青少年のみならず市民一人一人が「当たり前」の社会性を身につけることのできる「仕組み」づくりを行う。

(\*4) スモールタウン・プロジェクト:

普通寺市が限られた人口と財源のなかで、「活力」があり「自然と共生」するまちづくりを行うには、人口規模に合わせて積極的にコンパクトな都市構造を実現していく他はない。それによって、ストックを生かした効率的なまちづくりも可能になる。現在の用途地域の見直等も含めた取り組みを展開する。

(\*5) 普通寺式環境循環プロジェクト:

環境との共生は「循環」がキーワードになる。普通寺がご生誕の地である弘法大師がその教えの基とした密教でも「智」(精神)と「理」(物質)の「輪廻転生」すなわち「循環」を知り、それを活用することの大切さが説かれている。普通寺では、リサイクルにおける蓄積をもとに、「資源の循環」だけでなく、「経済の循環」、「人の循環」、「文化の循環」等、あらゆる側面で循環の仕組みを作っていくことで、21世紀の新しい都市づくりに挑戦していく。

#### (4) 計画の実現方策

これまでの総合計画がいわば「絵に描いた餅」であった原因は、その内容の非現実性と共に、計画を実現するための「仕組み」が欠如していたためであると判断します。

このため、新総合計画では、以下のような内容を実現方策として盛り込むことが必要であると考えます。

- ①計画の進捗状況を管理する制度の導入と進行状況の全面的な公開(\*1)
- ②総合計画と個別の事業計画の整合性確保(\*2)
- ③近隣市町村との共同実施等

(\*1) 計画の進捗状況を管理する制度の導入と進行状況の全面的な公開:

現在、市で検討されている事業評価制度とともに、例えば総合計画の進捗をモニターする市民組織の組成等が考えられます。

(\*2) 総合計画と個別の事業計画の整合性確保:

特に「中心市街地活性化計画」については、善通寺市の将来を左右する事業であるため、計画内容の精査は無論のこと、特に「実現性の確保」の視点から、総合的な施策展開が必要であると考えます。

以上報告します。

第4次善通寺市総合計画  
人が生き まちが活きる 善通寺  
基本構想

The 4<sup>th</sup> General Plan of Zentsuji      Basic Concept  
Energetic People, Lively City, Zentsuji

平成13年3月発行  
発行 善通寺市  
編集 善通寺市市長公室企画課  
〒765-8503  
香川県善通寺市文京町二丁目1番1号  
TEL : 0877(62)2121 FAX : 0877(63)6351  
URL : <http://www.city.zentsuji.kagawa.jp/>  
E-mail : [info@city.zentsuji.kagawa.jp](mailto:info@city.zentsuji.kagawa.jp)



Energetic People, Lively City, Zentsuji

善通寺市



再生紙を使用しています。



アメリカ大豆協会認定  
この印刷物は環境に優しい大豆油インクを使用しています。